

令和5年第1回広川町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和5年5月11日
2. 招集場所 広川町議会議場
3. 開 会 令和5年5月11日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
4番	栗原福裕	10番	原野利男
5番	江藤美代子	11番	梅本哲
6番	水落龍彦	12番	野田成幸

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町 長	渡邊元喜	住民課長	前田武博
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	才所潤一
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
企画課長	井上新五	建設課参事兼 国道道対策室長	園田和広
総務課長兼庁舎建設推進室兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	産業課長兼 農業委員会事務局長	山下誠紀
会計管理者兼 税務会計課長	中島久見	教育委員会事務局 子ども課長	樋口尚寿
環境課長	小松朋雄	教育委員会事務局 子ども課参事	船津涼
		教育委員会事務局 生涯学習課長	萩尾勝昭

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長 丸山 順子 書記 大久保 智江
議会事務局係長 山下 亮一

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 広川町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第4 承認第2号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について

日程第5 議案第27号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第2号）について

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和5年第1回広川町議会臨時会を開会いたします。

なお、竹下英治君は、去る4月18日、広川町長選挙に立候補され、公職選挙法第90条の規定により退職されました。したがって、広川町議会議員の現在数は12名となりました。議席番号3番は欠員となっておりますので、報告いたします。

本臨時会に提出されております議案は、町長の専決処分事項の承認2件、補正予算1件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。本日は、令和5年第1回広川町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御参集していただき、誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症については、5月8日より感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同様の5類感染症に引き下げられました。このことにより、町や地域の様々なイベントや行事も再開でき、地域コミュニティの活性化、地域経済の活性化につながるものと期待しております。

さて、本日の提案につきましては、専決処分の承認や低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付事業を計上した一般会計補正予算など、3件でございます。議案の提案理由につきましては後ほど御説明申し上げますが、慎重な御審議を賜りまして、御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程第1号のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録の署名議員は、4番栗原福裕君と10番原野利男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る5月8日、議会運営委員会に諮ったところ、本日1日間としたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 承認第1号

○議長（野村泰也）

日程第3. 承認第1号 広川町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

承認第1号

広川町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、広川町町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

広川町長 渡邊 元喜

提案理由

地方税法等の改正に伴い、本条例の改正について専決処分を行ったので議会へ報告し、承認を求めるものである。

内容につきましては、税務会計課長をもって説明をいたします。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

税務会計課長。

○税務会計課長（中島久見）

承認第1号 広川町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について御説明いたします。

議案書は2ページをお願いいたします。

専決理由といたしまして、地方税法の一部を改正する法律等の制定に伴う広川町町税条例の一部改正について、特に緊急を要するが議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分を行いました。

概要につきましては、議案書21ページの説明資料により御説明いたします。

今回の町税条例の改正は、令和5年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されましたので、令和5年4月1日に施行すべきものについて、広川町町税条例の一部を改正するものでございます。

まず、個人町民税の内容になりますが、第46条についての改正は、給与所得に係る特別徴収税額の納付書について新たに様式が追加されたことによるものです。

附則第8条の第1項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限が令和6年度までとなっておりましたが、令和9年度まで3年間延長する改正です。

附則第17条の2の第1項と第2項につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限が令和5年度までとなっておりましたが、令和8年度まで3年間延長する改正です。

次に法人住民税です。

第48条の第1項と第5項、第50条の第1項と第2項の改正は、法人町民税の納付書と法人町民税に係る不足税額納付書について、新たに様式が追加されたことによるものです。

次に固定資産税です。

附則第10条につきましては、令和3年度法改正における附則第64条を削る改正規定の施行に伴う改正です。新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準をゼロとする特例が、改正規定の施行に伴い廃止をされております。

附則第10条の2の改正は、大規模な修繕等が行われた一定の要件を満たすマンションに対する税額の減額措置について、わがまち特例の割合を3分の1に定める規定の新設と、法律改正に合わせた項ずれの反映です。

附則第10条の3の第12項、第13項、第14項の改正は、大規模な修繕等が行われた一定の要件を満たすマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告についての規定の新設と、条例の項ずれによる改正です。

次に、資料は22ページになります。

軽自動車税です。

附則第15条の2と附則第15条の6の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税と税率の特例について、対象となる軽自動車の非課税措置及び税率の特例措置が廃止されたことに伴い、規定の削除を行うものです。

附則第16条と第16条の2第1項の改正は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の軽課について特例の期限を3年間、うち25%軽減の対象については2年間延長する改正と、項ずれの反映と規定の整備です。

次にたばこ税です。

第98条第1項と第5項、第101条第1項の改正につきましては、たばこ税の申告の納付書と、たばこ税に係る不足税額等の納付書が新たに追加されたものです。

議案書の6ページ中段をお願いいたします。

附則につきましては、今回の改正は令和5年4月1日から施行することと、固定資産税と軽自動車税の経過措置については、償却資産や軽自動車の取得日などによる適用年度などを定めたものです。

各改正事項につきましては、8ページ以降の新旧対照表を御覧ください。

以上で、改正の概要説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから承認第1号 広川町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第2号

○議長（野村泰也）

日程第4. 承認第2号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

承認第2号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

提案理由、新型コロナワクチン特例臨時接種期間の延長に伴い、追加接種の体制構築が早期に必要なため、令和5年4月3日に専決処分を行った令和5年度広川町一般会計補正予算（第1号）について報告し、承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、住民課長をもって説明をいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

それでは、承認第2号 広川町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。
議案書は24ページになります。

新型コロナウイルスワクチンを公費で接種できる特例臨時接種が、令和6年3月末まで延長されました。5月には接種開始できるよう準備するために、予算の補正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったために、4月3日に専決処分したものです。

一般会計補正予算書（第1号）の1ページを御覧ください。

歳入歳出それぞれ26,021千円を追加し、予算総額7,993,072千円とするものです。

6ページを御覧ください。

歳入補正予算について御説明いたします。

当初予算編成時、国庫支出金の動向が未定であったため、今回補正するものです。

15款1項2目．衛生費国庫負担金、1節の保健衛生費国庫負担金のうち、新型コロナウイルスワクチンの接種実施回数に応じて交付されます負担金14,528千円を計上しております。

15款2項2目．衛生費国庫補助金、1節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金20,098千円は、当初予算及び今回の補正分も含めた各種経費に全額交付されるものです。

19款1項1目．財政調整基金繰入金、1節の財政調整基金繰入金8,605千円の減額は、国庫支出金を財源充当することにより補正するものです。

次に、歳出補正予算について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

4款1項1目．保健衛生総務費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で、今回の接種に必要となる各種予算を合計26,021千円計上しております。

内訳といたしまして、時間外勤務手当598千円、接種券発送予約事務等に係る消耗品費及び印刷製本費200千円、接種券発送、予約完了はがき発送に係る通信運搬費1,832千円、町外医療機関での接種委託料支払いに係る国保連合会事務審査手数料310千円、接種券印刷及び封入封緘業務、ワクチン管理分配業務、コールセンター人材派遣委託、システム改修に伴う各種委託料、小計で22,355千円、システム利用料及びリース料で726千円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから承認第2号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてを採決します。

原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第27号

○議長（野村泰也）

日程第5. 議案第27号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

議案第27号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る分の補正予算としております。

予算書1ページをお願いします。

今回の歳入歳出予算の補正につきましては、第1条第1項のとおり、既定の予算総額に21,168千円を追加し、予算総額を8,014,240千円とするものです。

2ページをお願いします。

歳入補正予算について御説明いたします。

15款2項. 国庫補助金に21,168千円を増額計上しております。

3ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

3款2項. 児童福祉費に21,168千円増額計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

それでは、御説明申し上げます。

一般会計補正予算（第2号）予算書の6ページをお願いいたします。

15款2項1目. 民生費国庫補助金は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る国からの補助金を計上しております。補助率は10分の10となっております。

7ページをお願いします。

歳出補正予算について御説明いたします。

3款2項2目. 児童措置費は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る経費を計上しております。

説明欄を御覧ください。

1節の報酬は、給付金事務に従事します補助的会計年度任用職員1名の報酬となっております。

ます。3節の職員手当等は当該会計年度任用職員の期末手当及び給付金事務に従事します子育て支援係7名の時間外勤務手当、4節の共済費は当該会計年度任用職員の社会保険料及び雇用保険料、8節の旅費は当該会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を計上しております。10節の需用費はコピー用紙やトナーカートリッジ、ファイルなどの消耗品及び通知等を封入いたします封筒印刷にかかる印刷製本費、11節の役務費は申請案内や振込通知などの通信運搬費、12節の委託料は臨時交付金システム改修のための委託料を計上しております。18節の負担金補助及び交付金は、給付対象見込み者349名分の給付金を計上しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これから議案第27号 令和5年度広川町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和5年第1回広川町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前9時53分 閉会

以上、議会の経過を記載して、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長 野 村 泰 也

4 番 議 員 栗 原 福 裕

10 番 議 員 原 野 利 男